

# 契約方法に関する定め

## 経理規則（抜粋）

### 第 10 章 雑 則

（物品の購入及び役務の調達）

第 97 条 一件あたりの取引価格が 5 万円以上の物品の購入及び役務の調達については、2 以上の者から徴した見積書により実施伺いを作成し、組合に最も有利な条件を提供する者と契約するものとする。ただし、一件あたりの取引価格が 200 万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。

2 前項の規定に拘わらず、業務の性格等から、あらかじめ徴した見積書により見積価格その他の条件につき実施伺いを作成し、決裁を受けたものについては、随意に契約することができる。